

改正

令和3年6月1日告示第37号

令和4年4月11日告示第7号

令和4年9月22日告示第57号

令和5年3月2日告示第9号

令和6年4月1日告示第12号

南木曾町結婚新生活支援事業補助金交付要綱を次のように定め、令和2年1月1日から適用する。

南木曾町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することで、地域における少子化対策に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し毎年4月1日から翌年3月末までの間に現に支払った住居費及び住宅リフォーム費用並びに引越費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、南木曾町補助金交付規則（昭和36年南木曾町規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 毎年3月1日から翌年3月末までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新規に住宅を新築及び購入又は賃貸する際に要した費用のうち、住宅の購入費、賃貸料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃貸料について勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (3) 住宅リフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであること。
- (4) 引越費用 第2第1項第2号の規定による新築及び購入又は賃借した住宅への引越に伴い引越業者又は運送業者への支払いに要した費用をいう。

(5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助金の対象世帯)

第3 補助金の交付を受けることができる新婚世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 対象となる住居が南木曾町内にあり、申請時に夫婦双方又は一方の住民票の住所が当該住居の所在地となっていること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の住民票の住所が南木曾町にあること。
- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金を受けたことがないこと。
- (5) 町税等の滞納がないこと。
- (6) 夫婦双方が南木曾町暴力団排除条例（平成23年南木曾町条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。

(補助対象世帯の区分等)

第4 補助対象世帯の区分及び補助金の対象経費等は、次のとおりとする。

補助対象世帯の区分		補助金対象経費	補助金交付限度額
世帯区分A	<p>次の項目を全て満たす世帯</p> <p>(1) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。</p> <p>(2) 有職・無職に関わらず夫婦の合計所得（所得証明書等をもとに、夫婦の所得を合算した金額をいう。）が500万円未満であること。</p> <p>ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、新婚世帯の所得から年間返済額を控除した金額が500万円未満であること。</p>	<p>(1) 住居費</p> <p>※夫婦の一方が婚姻前から親族と同居していても、住居の名義が申請者本人であり、かつ、夫婦のいずれかが新生活に係る費用の支払いを行っている場合は対象となる。</p> <p>(2) 住宅リフォーム費用</p> <p>※当該住宅の所有者が夫</p>	<p>30万円</p> <p>ただし婚姻時における夫婦の年齢が共に29歳以下であるとき60万円</p>

		<p>婦以外であっても、夫婦の双方又はいずれか一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっており、かつ、夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が支払いを行っている場合は対象となる。</p> <p>(3) 引越費用</p> <p>(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	
世帯区分B	<p>次の項目のいずれかに該当する世帯</p> <p>(1) 夫婦双方または一方の婚姻日における年齢が40歳以上であること。</p> <p>(2) 夫婦の合計所得が500万円以上であること。</p>		15万円

2 申請年度に本要綱による補助金の交付を受け、その交付額が1世帯当たりの補助金交付限度額に達しなかった世帯は、翌年度に限り補助金の交付を受けることができるものとし、交付限度額は申請年度の1世帯当たりの補助金交付限度額として定める額から申請年度執行予算による交付額を差し引いて得た額とする。ただし、対象経費は住居費及び引越費用とする。

3 前年度に補助金の申請を行わなかった世帯に限り、翌年度も補助対象世帯とする。

(補助対象は本要綱第4項に準じる)

4 第4第1項、第2項及び第3項の規定にかかわらず補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する前月までを対象とする。

(補助金の交付申請等)

第5 申請者(継続補助対象者も含む)は、南木曾町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍謄本
- (2) 所得証明書等、所得を証明する書類

- (3) 納税証明書等、町税等の滞納がないことが証明できる書類（申請日の属する年の1月1日現在において本町に住所がない者は、前住所地での納税証明書等）
- (4) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し
- (5) 物件の売買契約書の写し（住居費における購入の場合）
- (6) 物件の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (8) リフォームの工事請負契約書等の写し（リフォーム費用の場合）
- (9) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めたときは、南木曾町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 交付申請は、当該年度4月1日から翌年3月末までの間に行わなければならない。
（変更及び承認）

第6 前条第2項により補助金の交付決定通知書を受けた申請者は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに南木曾町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）に、前条第1項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、南木曾町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7 補助対象世帯は、対象経費の補助金額が確定したときは、速やかに南木曾町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 第4第2項に規定する世帯は、対象経費の当該交付限度額分の支払いが完了したときは、速やかに南木曾町結婚新生活支援事業補助金交付追加請求書（様式第7号。以下「追加請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、第7第1項又は第2項に規定する請求書又は追加請求書の提出があったときは、内容を確認し、補助金を交付するものとする。

(補助金の取り消し)

第8 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の取消しを行うことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定に基づき、補助金の全部又は一部を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、申請者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(個人情報の保護)

第9 南木曾町結婚新生活支援事業で得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び南木曾町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年南木曾町条例第〇号）に基づき、適正に取り扱うものとする。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

前 文（抄）（令和3年6月1日告示第37号）

公布の日から適用する。

様式（省略）